

# 青森県報

号外第三十号

平成二十九年  
三月三十一日  
(金曜日)

## 目次

### 規則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

### 訓令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……四

## 規則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十五号

#### 青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第十三号中「(第五号、第九号及び第十号を除く。)」を削り、同項第十八号ヨ中「第五十六条第五項」を「第五十六条第四項」に改め、「よる」の下に「本人又はその扶養義務者に対する報告の請求並びに」を加え、同項第二十二号中「同法の施行に関すること」を「もの」に改め、同号中マをテとし、ヤをエとし、クをコとし、オをフとし、ノをケとし、ハをマとし、ウをヤとし、ムを削り、同号ラ

中「ナ」を「オ」に改め、同ラを同号クとし、同号ナ中「二以上の所管区域にわたる区域を配置区域とする配置販売業に係るものを除く」を「所管区域内に住所又は主たる事務所の所在地を有する者に係るものに限り」に改め、同ナを同号オとし、同号ネを同号ノとし、同号ツ中「第一条の七」の下に、「第七条第一項、第十四条第一項」を、「薬局開設」の下に、「薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業」を加え、同ツを同号トとし、同号ソ中「第一条の六第一項」の下に、「第六条第一項、第十三条第一項」を、「薬局開設」の下に、「薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業」を加え、同ソを同号ウとし、同号レ中「第一条の五第一項」の下に、「第五条第一項、第十二条第一項」を、「薬局開設」の下に、「薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業」を加え、同レを同号ムとし、同号タ中「第六十九条第二項」を「第六十九条第一項」に改め、同タを同号ナとし、同号ト中「ヨをナとし、力をネとし、ワをツとし、ヲをソとし、ルをレとし、又をタとし、リをヨとし、チを削り、同ト中「ハ」を「ワ」に改め、同トを同号カとし、同号ヘ中「二以上の所管区域にわたる区域を配置区域とする配置販売業に係るものを除く」を「所管区域内に住所又は主たる事務所の所在地を有する者に係るものに限り」に改め、同ヘを同号ワとし、同号中ホをヲとし、二をルとし、ハの次に次のように加える。

二 第十二条第一項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可に関すること。

ホ 第十三条第一項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可に関すること。

ヘ 第十四条第一項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認に関すること。

ト へに係る第十四条第十項の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。

チ 第十四条の九第一項の規定による薬局製造販売医薬品に係る製造販売の届出の受理及び同条第二項の規定による届出事項の変更の届出の受理に関すること。

リ 第十七条第四項において準用する第七条第三項ただし書の規定による薬局製造販売医薬品の製造業者の医薬品製造管理者に係る許可に関すること。

又 二及びホに係る第十九条の規定による休廃止等の届出の受理に関すること。

第四条の三第一項第二十四号及び第二十五号を次のように改める。

二十四 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の施行に関すること。

- イ 第二十九条の規定による麻薬の廃棄の届出の受理に関する事（第三十五条第一項に規定する事故に伴うものを除く。）。
- ロ 第五十条第一項の規定による向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許に関する事。
- ハ 第五十条の四において準用する第七条第一項の規定による向精神薬に関する業務の廃止の届出及び同条第三項の規定による向精神薬卸売業者等の死亡等の届出の受理に関する事。
- ニ 第五十条の四において準用する第八条の規定による返納された免許証の受理に関する事。
- ホ 第五十条の四において準用する第九条第一項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理及び同条第二項の規定による免許証の交付に関する事。
- ヘ 第五十条の四において準用する第十条第一項の規定による免許証の再交付及び同条第二項の規定による返納された免許証の受理に関する事。
- ト 第五十条の五第一項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録に関する事。
- チ 第五十条の七において準用する第七条第一項の規定による向精神薬に関する学術研究又は試験検査の廃止の届出及び同条第三項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の死亡等の届出の受理に関する事。
- リ 第五十条の七において準用する第八条の規定による返納された登録証の受理に関する事。
- ヌ 第五十条の七において準用する第九条第一項の規定による登録証の記載事項の変更の届出の受理及び同条第二項の規定による登録証の交付に関する事。
- ル 第五十条の七において準用する第十条第一項の規定による登録証の再交付及び同条第二項の規定による返納された登録証の受理に関する事。
- 二十五 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の施行に関する次のこと。
- イ 第三十条の二の規定による覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定に関する事。
- ロ 第三十条の四第一項の規定による業務の廃止等の届出の受理に関する事。
- ハ 第三十条の五において準用する第十条第一項の規定による返納された指定証の受理に関する事。
- ニ 第三十条の五において準用する第十一条第一項の規定による指定証の再交付

- 及び同条第二項の規定による返納された旧指定証の受理に関する事。
- ホ 第三十条の五において準用する第十二条第二項及び第三項の規定による氏名又は住所等の変更の届出の受理に関する事。
- ヘ 第三十条の十三の規定による覚せい剤原料の廃棄の届出の受理に関する事（第三十条の十四に規定する事故に伴うものを除く。）。
- 第五十条の二第十四号イ中「第八条」を「第八条第一項（第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。）」に改め、同号ロからニまでを次のように改める。
- ロ 第十条第二項（第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定による処分終了の届出の受理に関する事。
- ハ 第十条第三項第二号の規定による届出の受理に関する事。
- ニ 第十条第四項（第十九条において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出の受理に関する事。
- 第五十条の二第十四号イに加える。
- ホ 第十六条第二項（第十九条において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継の届出の受理に関する事。
- ヘ 第十八条第二項第二号の規定による届出の受理に関する事。
- ト イからハまでに係る第二十四条（第十九条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収に関する事。
- 第五十条の二に次の一号を加える。
- 十五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）の施行に関する次のこと。
- イ 第十条第二項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更の届出の受理に関する事。
- ロ 第十一条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更の届出の受理に関する事。
- ハ 第二十一条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更の受理に関する事。
- ニ 第二十八条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所の変更の届出の受理に関する事。
- 第九条第一号リ中「措置」の下に「並びにこれらの措置の変更の措置」を加え、同号ヲを同号タとし、同号ヲ中「第四項まで」を「第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）及び同条第四項」に改め、「義務教育終了児童等に対する」を

削り、同ヲを同号ヨとし、同号ル中「二による一時保護」を「による児童の一時保護」に改め、同ルを同号ヲとし、同ヲの次に次のように加える。

ワ 第三十三条第七項の規定による児童の一時保護の継続に関すること。

力 第三十三条第九項の規定による保護延長者の一時保護に関すること。

第九条第一号又の次に次のように加える。

ル 第三十一条第四項の規定による延長者に係る第二十七条第一項第一号から第三号まで及び第二項の措置に関すること。

第九条第三号イ中「第十一条第三項」の下に「(第十六条第一項の規定により適用される場合を含む。)」を加え、同号ロ中「第十一条第四項」の下に「(第十六条第二項の規定により適用される場合を含む。)」を加え、同号ハ中「第十三条」を「第十三条第一項(第十六条第一項の規定により適用される場合を含む。)」に改め、同号に次のように加える。

二 第十三条第二項(第十六条第二項の規定により適用される場合を含む。)(の規定による保護者に対する必要な助言及び第十三条第三項(第十六条第二項の規定により適用される場合を含む。)(の規定による当該助言に係る事務の委託)に関すること。

ホ 第十三条の二(第十六条第二項の規定により適用される場合を含む。)(の規定による安全確認等に関すること。

第十条に次の一号を加える。

二 青森県立精神保健福祉センター条例(平成六年三月青森県条例第六号)に定める使用料及び手数料のうち労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養の給付として行われる診療の診療料の額、その他の診療の診療料の加算額及び複雑な診断書の診断書料の額を定めること。

第十三条第一項第一号ツ中「第九十七条の二」を「第九十七条」に改め、同項第二十五号の四イ中「承認及び」を「承認、」に改め、「廃止の承認」の下に「及び同条第四項の規定による軽微な事項に係る信託規程の変更の届出の受理」を加え、同号ロ中「承認及び」を「承認、」に改め、「廃止の承認」の下に「及び同条第四項の規定による軽微な事項に係る林地処分事業実施規程の変更の届出の受理」を加え、同条第二項第二号ハ中「二以上の所管区域にわたる区域を配置区域とする配置販売業に係るものを除く」を「所管区域内に住所又は主たる事務所の所在地を有する者に係るものに限る」に改め、同号中ホを削り、ヘをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、カをワとし、ヨをカとし、

タをヨとし、レをタとし、ソをレとし、同号ツ中「二以上の所管区域にわたる区域を配置区域とする配置販売業に係るものを除く」を「所管区域内に住所又は主たる事務所の所在地を有する者に係るものに限る」に改め、同ツを同号ソとし、同号ネ中「ツ」を「ソ」に改め、同ネを同号ツとし、同号中ナを削り、ラをネとし、ムをナとし、ウをラとし、ヰをムとし、ノをウとし、オをヰとし、クをノとし、同条第三項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の施行に関する次のこと(漁港管理者の長が管理する道路に係るものに限る。)(。

イ 第七十六条の六第一項の規定による措置命令に関すること。

ロ 第七十六条の六第三項の規定による措置に関すること。

ハ 第七十六条の六第四項の規定による他人の土地の一時使用等に関すること。

第十八条第一項第五号の五中「(昭和三十六年法律第二百二十三号)」を削り、「次のこと」の下に「(道路管理者の長が管理する道路に係るものに限る。)」を加え、同項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十五号中二をリとし、ハをチとし、ロをトとし、イをへとし、同号にイからホまでとして次のように加える。

イ 第八条の規定による建築主等に対する建築物に係る指導及び助言に関すること。

ロ 第十二条第一項及び第二項並びに第十三条第二項及び第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施に関すること。

ハ 第十六条第一項の規定による必要な措置の指示に関すること。

二 第十九条第一項の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画並びに当該計画の変更の届出の受理に関すること。

ホ 第十九条第二項の規定による必要な措置の指示に関すること。

第十八条第一項第二十五号に次のように加える。

又 附則第三条第二項の規定による特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画並びに当該計画の変更の届出の受理に関すること。

ル 附則第三条第三項の規定による必要な措置の指示に関すること。

第十八条第一項第二十五号を同項第二十四号とし、同条第三項に次の一号を加える。

五 災害対策基本法の施行に関する次のこと(港湾管理者の長が管理する道路に係るものに限る。)(。

- イ 第七十六条の六第一項の規定による措置命令に関すること。
- ロ 第七十六条の六第三項の規定による措置に関すること。
- ハ 第七十六条の六第四項の規定による他人の土地の一時使用等に関すること。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則により委任した事務に係る申請、届出その他の行為で、この規則の施行の際、現に青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三条に規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、なお従前の例による。

訓 令

青森県訓令甲第九号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中、「生活再建・産業復興室長及びITER支援室長」を「及び量子科学センター開設準備室長」に改め、同条第十二号中「県税部」の下に、「地域県民局の環境管理部」を加え、同条第十三号中「教頭」の下に、「副校長」を加える。

第十二条第六項第一号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 環境管理部長が不在のときは、あらかじめ環境生活部長の承認を得て環境管理部長が指定する職員がその事務を代決する。

第十二条第六項第三号中、「地域県民局の地域連携部の環境管理事務所」を削る。

別表第一環境政策課の項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。

一 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）の施行に関する次のこと。

- イ 第二十条の六第一項の規定による体験の機会の場の認定の取消しに関すること。
- ロ 第二十条の四第二項の規定による報告及び資料の提出の要求に関すること。

- イ 第二十条第一項の規定による体験の機会の場の認定に関すること。
- ロ 第二十号の四第二項の規定による報告及び資料の提出の要求に関すること。
- ハ 第二十一条の四第一項の規定による環境保全に係る協定の締結等に関すること。
- ニ 第二十一条の五第三項の規定による要請に関すること。

別表第一環境保全課の項中第十三号を第十五号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項の第八号の課長専決事項の欄イ中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同号を同項の第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

ハ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の施行に関する次のこと。



イ 第十八条第一項の規定による技術基準適合命令に関すること。

別表第一環境保全課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項の第三号の課長専決事項の欄イ中「第十七条」を「第二十四条(第十九条において準用する場合を含む。)」に改め、「事業者等からの」を削り、同欄口中「第十八条第一項」を「第二十五条第一項(第十九条において準用する場合を含む。)」に改め、同号を同項の第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)の施行に関する次のこと。

イ 第二十二條の規定による廃棄物再生事業者の事業場の登録の取消しに関すること。

別表第一健康福祉政策課の項の第一号の副知事専決事項の欄イ中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同表医療薬務課の項の第一号の副知事専決事項の欄口中「第六十四条第二項」の下に、「(第七十条の二十において準用する場合を含む。)」を加え、同欄に次のように加える。

ホ 第七十条の二十一第一項及び第二項の規定による医療連携推進認定の取消しに関すること。

別表第一医療薬務課の項の第一号の部長専決事項の欄又及びルを次のように改める。

又 第四十二条の三第一項の規定による実施計画の認定に関すること。  
 ル 第四十六条の五第一項ただし書の規定による一人又は二人の理事を置くことに係る認可に関すること。

別表第一医療薬務課の項の第一号の部長専決事項の欄ヲ中「第四十七条第一項ただし書」を「第四十六条の五第六項ただし書」に改め、同欄ワ中「第四項」の下に「(これらの規定を第七十条の十五において準用する場合を含む。)」を加え、同ワ

を同欄カとし、同欄ノの次に次のように加える。

ワ 第四十六条の六第一項ただし書の規定による医師又は歯科医師でない理事のうちからの理事長の選出の認可に関すること。

別表第一医療薬務課の項の第一号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ヨ 第七十条第一項の規定による医療連携推進認定に関すること。

タ 第七十条の二第五項の規定による医療連携推進認定に係る協議に関すること。

レ 第七十条の八第三項の規定による医療連携推進業務の実施に支障がないことの確認に関すること。

ソ 第七十条の十九第一項の規定による代表理事の選定及び解職の認可に関すること。

別表第一医療薬務課の項の第十九号を同項の第二十号とし、同項の第十八号の課長専決事項の欄中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、同号を同項の第十九号とし、同項の第十七号を同項の第十八号とし、同項の第十六号の部長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、同号の課長専決事項の欄イを同欄ロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第五条第一項の規定による大麻取扱者の免許に関すること。

別表第一医療薬務課の項の第十六号を同項の第十七号とし、同項の第十五号の課長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、ハ及びニを削り、ホをロとし、ヘをハとし、トをニとし、チをホとし、リをヘとし、又をトとし、ルをチとし、ヲをリとし、ワを又とし、同号を同項の第十六号とし、同項の第十四号の課長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号を同項の第十五号とし、同項の第十三号中「同法の施行に関すること」を「もの」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「日本薬局方医薬品等」の下に「(薬局製造販売医薬品を除く。)」を加え、同号の課長専決事項の欄イ及びロ中「医薬品等」の下に「(薬局製造販売医薬品を除く。)」を加え、同欄チ中「二以上の地域県民局の所管区域にわたる区域を配置区域とする配置販売業に係るものに限る」を「県外に住所又は主たる事務所の所在地を有する者に係るものに限る」に改め、同欄リ中「こと」の下に「(県外に住所を有する者に係るものに限る。)」を加え、同号を同項の第十四号とし、同項中第十二号を第十三号とし、第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)の施行に関する次のこと。

	<p>イ 第五条の五の四 第一項の規定による実施計画の変更の認定に関すること。</p> <p>ロ 第五条の五の六 第一項の規定による実施計画の認定の取消しに関すること。</p> <p>ハ 第五条の十五の四 第一項から第三項までの規定による意見に関すること。</p>
--	--

別表第一保健衛生課の項の第十三号の部長専決事項の欄に次のように加える。

チ 第二十六条第一項の規定による役員を選任及び解任の認可に関すること。

リ 第二十六条第三項の規定による役員又は検査員の解任の命令に関すること。

又 第二十八条第一項の規定による業務規程の認可及び同条第二項の規定による業務規程の変更の命令に関すること。

ル 第三十二条第一項の規定による食鳥検査の業務の休止又は廃止の許可に関すること。

別表第一保健衛生課の項の第十三号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第二十九条第一項の規定による事業計画等の認可に関すること。

別表第一こどもみらい課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「第六条の四第一項」を「第六条の四第三号」に改め、同欄口中「里親の援助の事務」を「里親支援事業」に改め、同欄口中「同条第七項」を「同条第十二項」に改め、同号の課長専決事項の欄口中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に改め、同欄中レをソとし、タをシとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ルをウとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

<p>八 第六条の四第二号の規定による養子縁組里親の登録に関すること。</p> <p>別表第一障害福祉課の項の第四号の部長専決事項の欄ハ中「同条第七項」を「同条第十二項」に改め、同欄ト中「第五十条第六号の四」を「第五十条第六号の三」に改め、同表地域産業課の項に次の二号を加える。</p> <p>四 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の施行に関する次のこと。</p> <p>五 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第九条第一項から第三項までの規定による認定の取消しに関すること。</p> <p>ロ 第十三条第四項の規定による経営承継贈与者の相続の開始の確認の取消しに関すること。</p> <p>イ 第十二条第十四項の規定による確認に関すること。</p> <p>ロ 第十三条第一項の規定による経営承継贈与者の相続の開始の確認に関すること。</p>
--	--

別表第一産業立地推進課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同表畜産課の項の第七号の課長専決事項の欄イ中「二以上の地域農林局の所管区域にわたる区域を配置区域とする配置販売業に係るものに限る」を「県外に住所又は主たる事務所の所在地を有する者に係るものに限る」に改め、同表水産振興課の項中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三三号）の施行に関する次のこと。

別表第一漁港漁場整備課の項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

イ 第三十五条第二項の規定による協議会の設置に関すること。

六 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の施行に関する次のこと（漁港管理者の長が管理する道路に係るものに限る。）。

イ 第七十六条の六第一項の規定による道路の区間の指定に関すること。

七 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の施行に関する次のこと（漁港管理者の長が管理する道路に係るものに限る。）。

イ 第三十三条の三第一項の規定による通知に関すること。

別表第一道路課の項の第六号中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削り、同号の部長専決事項の欄イ中「こと」の下に「（道路管理者の長が管理する道路に係るものに限る。）」を加え、同欄口中「第七十六条の七」を「第七十六条の七第一項」に改め、同項の第七号中「（昭和三十七年政令第二百八十八号）」を削り、「次のこと」の下に「（道路管理者の長が管理する道路に係るものに限る。）」を加え、同表港湾空港課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「第三十七条第一項」を「第三十七条第一項第一号」に改め、同欄口中「用水きよ又は排水きよ」を「用水渠又は排水渠」に改め、同欄中二をワとし、八の次に次のように加える。

二 第三十七条の三第一項の規定による公募占用指針の策定に関すること。

ホ 第三十七条の五第三項の規定による占用予定者の選定に関すること。

ハ 第三十七条の六第一項の規定による公募占用計画の認定に関すること。

ト 第三十七条の七第一項の規定による公募占用計画の変更の認定に関すること。

チ 第三十七条の九の規定による地位の承継の承認に関すること。

リ 第三十七条の十第一項の規定による公募占用計画の認定の取消しに関すること。

又 第四十一条の二第二項の規定による港湾協力団体の指定に関すること。

ル 第四十一条の四第三項の規定による港湾協力団体の指定の取消しに関すること。

ヲ 第四十五条の四第一項の規定による特定港湾情報提供施設協定の締結に関すること。

別表第一港湾空港課の項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 災害対策基本法の施行に関する次のこと（港湾管理者の長が管理する道路に係るものに限る。）。

イ 第七十六条の六第一項の規定による道路の区間の指定に関すること。

六 災害対策基本法施行令の施行に関する次のこと（港湾管理者の長が管理する道路に係るものに限る。）。

イ 第三十三条の三第一項の規定による通知に関すること。

別表第一建築住宅課の項の第七号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第十六条第三項の規定による協議に関すること。

ロ 第二十条第三項の規定による協議に関すること。

別表第一防災危機管理課の項の第三号の副知事専決事項の欄に次のように加える。

口 青森県石油コンビナート等防災本部の本部員の任命及び委嘱に関すること。

(石油コンビナート等災害防止法第二十八条第五項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる者に係るものに限る。 )。

別表第一防災危機管理課の項の第三号の部長専決事項の欄イ中「第十七条第二項」の下に「及び第二十条第二項」を加え、同号を同項の第四号とし、同項の第二号の次に次の一号を加える。

三 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の施行に関する次のこと。
イ 第二十八条第七項の規定による専門員の任免に関すること。

別表第一消防保安課の項の第四号中「(昭和五十年法律第八十四号)」を削り、同号の副知事専決事項の欄八及び同項の第十二号を削る。

別表第二青森県財務規則別表第一に掲げる公所である出先機関の長(地域県民局長を除く。 )及び地域県民局長の部長(別表第二の二において別に定める場合を除く。 )の項に次の一号を加える。

二 青森県財務規則第三百二十九条の規定による前渡資金の証拠書類の確認及び受理に関する(報酬、給料、職員手当等及び賃金の前渡で人事課給与事務担当グループマネージャーが処理するものに限る。 )。

別表第二青森県財務規則別表第一に掲げる公所である出先機関の長(地域県民局長を除く。 )の項を削り、同表地域県民局長の項の次に次のように加える。

地域県民局長 環境管理部長	一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する次のこと。
	イ 第十四条第一項及び第六項の規定による産業廃棄物処理業の許可(同条第二項及び第七項の規定による許可の更新を含む。 )に関すること。
	ロ 第十四条の二第二項の規定による産業廃棄物処理業の変更の許可並びに同条第三項において準用する第七条の二第二項の規定による産業廃棄物処理業の廃止又は変更の届出及び第十四条の二第三項において準用する第七条の二第四

項の規定による産業廃棄物処理業者に係る欠格要件に該当するに至つた旨の届出の受理に関すること。

八 第十四条の四第一項及び第六項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可(同条第二項及び第七項の規定による許可の更新を含む。 )に関すること。

二 第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の変更の許可並びに同条第三項において準用する第七条の二第三項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の廃止又は変更の届出及び第十四条の五第三項において準用する第七条の二第四項の規定による特別管理産業廃棄物処理業者に係る欠格要件に該当するに至つた旨の届出の受理に関すること。

二 青森県浄化槽保守点検業者登録条例の施行に関する次のこと。

イ 第三条第一項の規定による登録(同条第三項の規定による更新の登録を含む。 )に関すること。

ロ 第七条第一項の規定による変更の届出の受理に関すること。

ハ 第八条の規定による廃業等の届出の受理に関すること。

二 第九条第一項及び第二項の規定による登録の抹消に関すること。

三 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 第二十七条第一項の規定による第一種フロン類充填回収業者の登録(第三十条第一項の規定による登録の更新を含む。 )に関すること。

ロ 第三十一条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。

ハ 第三十三条第一項の規定による廃業等の届出の受理に関すること。

二 第三十四条の規定による登録の抹消に関すること。

四 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関する次



別表第二の二中

地域県民局の地域連携部の管理室長	あらかじめ企画政策部長の承認を得て地域連携部長が指定する	一 地域県民局の職員に係る青森県財務規則第三百三十九条の規定による前渡資金の証拠書類の確認及び受理に関すること (報酬、給料、職員手当等及び賃金の前
------------------	------------------------------	---

<p>のこと。</p> <p>イ 第四十二条第一項の規定による引取業者の登録(同条第二項の規定による登録の更新を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 第四十六条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。</p> <p>ハ 第四十八条第一項(第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による廃業等の届出の受理に関すること。</p> <p>ニ 第四十九条(第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による登録の抹消に関すること。</p> <p>ホ 第五十三条第一項の規定によるフロン類回収業者の登録(同条第二項の規定による登録の更新を含む。)に関すること。</p> <p>ヘ 第五十七条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。</p> <p>ト 第六十条第一項の規定による解体業の許可(同条第二項の規定による許可の更新を含む。)に関すること。</p> <p>チ 第六十三条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。</p> <p>リ 第六十四条(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定による廃業等の届出の受理に関すること。</p> <p>又 第六十七条第一項の規定による破砕業の許可(同条第二項の規定による許可の更新を含む。)に関すること。</p> <p>ル 第七十条第一項の規定による事業の範囲の変更の許可に関すること。</p> <p>ヲ 第七十一条第一項の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。</p>
--

<table border="1"> <tr> <td>地域県民局の地域連携部の管理室長</td> <td>地域県民局の地域連携部の庶務担当者</td> <td>地域県民局の地域連携部の庶務担当者</td> </tr> </table>	地域県民局の地域連携部の管理室長	地域県民局の地域連携部の庶務担当者	地域県民局の地域連携部の庶務担当者	<p>職員</p> <p>渡で人事課給与事務担当グループマネージャーが処理するものに係るものに限る。)</p>
地域県民局の地域連携部の管理室長	地域県民局の地域連携部の庶務担当者	地域県民局の地域連携部の庶務担当者		
<table border="1"> <tr> <td>地域県民局の県税部の庶務担当の内部組織の長</td> <td>地域県民局の県税部の庶務担当責任者</td> <td>地域県民局の県税部の庶務担当責任者</td> </tr> </table>	地域県民局の県税部の庶務担当の内部組織の長	地域県民局の県税部の庶務担当責任者	地域県民局の県税部の庶務担当責任者	<p>に、「青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長」を「青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長」に、</p>
地域県民局の県税部の庶務担当の内部組織の長	地域県民局の県税部の庶務担当責任者	地域県民局の県税部の庶務担当責任者		
<table border="1"> <tr> <td>青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長</td> <td>青森県立美術館の庶務担当責任者</td> <td>青森県立美術館の庶務担当責任者</td> </tr> </table>	青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長	青森県立美術館の庶務担当責任者	青森県立美術館の庶務担当責任者	<p>を</p>
青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長	青森県立美術館の庶務担当責任者	青森県立美術館の庶務担当責任者		
<table border="1"> <tr> <td>青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長</td> <td>青森県立美術館の庶務担当責任者</td> <td>青森県立美術館の庶務担当責任者</td> </tr> </table>	青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長	青森県立美術館の庶務担当責任者	青森県立美術館の庶務担当責任者	<p>を</p> <p>一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する次のこと(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品に</p>
青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長	青森県立美術館の庶務担当責任者	青森県立美術館の庶務担当責任者		

係るものを除く。)

イ 第三十三条第一項の規定による配置販売業者又はその配置員に係る配置従事者の身分証明書<sup>〇二二</sup>の交付に関すること。

ロ 第三十六条の八第二項の規定による販売従事登録に関すること(県外に住所を有する者に係るものを除く。)

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の施行に関する次のこと(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品及び県外に住所を有する者に係るものを除く。)

イ 第二百五十九条の八第二項の規定による販売従事登録証の交付に関すること。  
ロ 第二百五十九条の九第一項の規定による登録事項の変更の届出の受理に関すること。

ハ 第二百五十九条の十第四項の規定による販売従事登録の消除に関すること。  
ニ 第二百五十九条の十一第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付に関すること。

ホ 第二百五十九条の十二第一項の規定による販売従事登録証の再交付に関すること。

ヘ 第二百五十九条の十二第四項及び第二百五十九条の十三の規定による販売従事登録証の返納に関すること。

三 毒物及び劇物取締法の施行に関する次〇二二。

イ 第三条の二第一項の規定による特定毒物研究者の許可に関すること。

四 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)の施行に関する次のこと。

イ 第三十四条の規定による特定毒物研究者の許可証の交付に関すること。

ロ 第三十五条第一項の規定による特定毒物研究者の許可証の書換え交付に関すること。

ハ 第三十六条第一項の規定による特定毒物研究者の許可証の再交付に関すること。

二 第三十六条第三項及び第三十六条の二第一項の規定による特定毒物研究者の許可証の返納に関すること。

五 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する次のこと。  
イ 第三条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許に関すること。

ロ 第七条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務の廃止等の届出の受理に関すること。

ハ 第七条第三項の規定による麻薬卸売業者等の死亡等の届出の受理に関すること。

二 第八条の規定による免許証の返納に関すること。

ホ 第九条第一項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理に関する次〇二二。

地域県民局の 税部長	地域県民局の 税部次長（県税 部次長が不在の ときは、あらか じめ総務部長の	一 県税に係る事務委任規則第二十三条第 一号に掲げる事務（地域県民局の県税部 次長の専決に係るものを除く。） 二 事務委任規則第二十三条第二号に掲げ る事務（債権の管理に関するものに限	地域県民局の地 域連携部長	あらかじめ企画 政策部長の承認 を得て地域連携 部長が指定する 職員	一 事務委任規則第二十三条第七号に掲げ る事務（地域県民局の地域連携部の環境 管理事務所の環境管理事務所長の専決に 係るものを除く。） 二 事務委任規則第二十三条第八号に掲げ る事務（地域県民局の地域連携部の環境 管理事務所の環境管理事務所長の専決に 係るものを除く。） 三 事務委任規則第二十三条第十号に掲げ る事務（地域県民局の地域連携部の環境 管理事務所の環境管理事務所長の専決に 係るものを除く。）	別表第四中  地域県民局の 地域農林水産 部の家畜保健 衛生所の家畜 保健衛生所長  一 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬 品に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律第三十三条第一項の規定による配置販売業 者又はその配置員に係る配置従事者の身分証明書の交付に関 すること。	に改める。 別表第三地域県民局の地域連携部の環境管理事務所の環境管理事務所長の項を削り、 同表指定駐在職員の項の次に次のように加える。  〓 第十条第一項の規定による免許証の 再交付及び同条第二項の規定による免 許証の返納に関すること。
---------------	--	--	------------------	--	--	---	--

地域県民局の 税部長	地域県民局の 税部次長（県税	地域県民局の 税部次長（県税	地域県民局の地 域連携部長	あらかじめ企画 政策部長の承認 を得て地域連携 部長が指定する 職員（以下この 表において「地 域連携部指定職 員」という。）	一 事務委任規則第二十三条第一号に掲げ る事務（一件の予定価格が五億円以上の 工事及び製造の請負並びに地域連携部指 定職員並びに地域県民局の県税部次長、 地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室 長、こども相談総室長及び福祉こども総 室長、地域農林水産部の庶務担当の内部 組織の長並びに地域整備部の庶務担当の 内部組織の長（以下この表において「地 域連携部指定職員等」という。）の専決	を  東青地域県民局、 中南地域県民局 及び三八地域県 民局の地域健康 福祉部長  当該事務を担当 する地域健康福 祉部の保健総室 長、福祉総室長 又はこども相談 総室長  承認を得て県税 部長が指定する 職員）  一 事務委任規則第二十三条第一号に掲げ る事務（債権の管理に関するものに限 る。） 二 事務委任規則第二十三条第七号に掲げ る事務 三 事務委任規則第二十三条第八号に掲げ る事務 四 事務委任規則第二十三条第十号に掲げ る事務  三 県税に係る事務委任規則第二十三条第 三号に掲げる事務（地域県民局の県税部 次長の専決に係るものを除く。） 四 事務委任規則第二十三条第七号に掲げ る事務 五 事務委任規則第二十三条第八号に掲げ る事務 六 事務委任規則第二十三条第十号に掲げ る事務
---------------	-------------------	-------------------	------------------	--	---	--

<p>東青地域県民局 中南地域県民局 及び三八地域県 民局の地域健康 福祉部長</p>	<p>当該事務を担当 する地域健康福 祉部の保健総室 長、福祉総室長 又はこども相談 総室長</p>	<p>部次長が不在の ときは、あらか じめ総務部長の 承認を得て県税 部長が指定する 職員)</p> <p>に係るものを除く。)</p> <p>二 事務委任規則第二十三条第二号に掲げる事務(地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長、こども相談総室長及び福祉こども総室長の専決に係るものを除く。)</p> <p>三 事務委任規則第二十三条第三号に掲げる事務(地域連携部指定職員等の専決に係るものを除く。)</p> <p>四 事務委任規則第二十三条第七号に掲げる事務</p> <p>五 事務委任規則第二十三条第八号に掲げる事務</p> <p>六 事務委任規則第二十三条第十号に掲げる事務</p>
<p>地域県民局の地 域連携部の管理 室長</p>	<p>地域県民局の地 域連携部の管理 室の総務経理課 長(東青地域県 民局にあつて は、あらかじめ 企画政策部長の 承認を得て地域 連携部長が指定 する職員。以下 この表において 「総務経理課長 等」という。)</p> <p>(地域連携部長 が企画政策部長</p>	<p>一 事務委任規則第二十三条第一号に掲げる事務(一件の予定価格が五億円以上の工事及び製造の請負並びに県税に係るもの並びに総務経理課長等の専決に係るものを除く。)</p> <p>二 事務委任規則第二十三条第二号に掲げる事務(地域県民局の県税部長、地域健康福祉部長、地域農林水産部長及び地域整備部長の専決に係るものを除く。)</p> <p>三 事務委任規則第二十三条第三号に掲げる事務(県税に係るもの及び総務経理課長等の専決に係るものを除く。)</p> <p>四 事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事務(地域県民局の地域連携部の環境管理事務所の環境管理事務所長の専決に</p>

<p>地域県民局の県 税部次長</p>	<p>地域県民局の県 税部の庶務担当 の内部組織の長</p>	<p>の承認を得て定 める事務につい ては、あらかじ め企画政策部長 の承認を得て地 域連携部長が指 定する職員)</p> <p>係るものを除く。)</p> <p>一 県税に係る次に掲げる事務で令達予算の範囲で執行するもの</p> <p>イ 一件の金額が百二十万円未満の支出負担行為に関すること。</p> <p>ロ 一件の金額が三百万円未満の支出命令に関すること。</p> <p>二 県税に係る事務委任規則第二十三条第四号に掲げる事務</p> <p>三 県税に係る事務委任規則第二十三条第五号に掲げる事務</p> <p>四 県税に係る事務委任規則第二十三条第六号に掲げる事務</p> <p>五 事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事務</p>
<p>地域県民局の地 域健康福祉部の 保健総室長</p>	<p>地域県民局の地 域健康福祉部の 庶務担当責任者</p>	<p>一 事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事務</p>
<p>地域県民局の地 域整備部の庶務 組織の長</p>	<p>地域県民局の地 域整備部の庶務</p>	<p>地域県民局の地 域整備部の庶務</p>



地域県民局の地域連携部の環境管理事務所の環境	総務経理課長等	担当の内部組織の長
生活部長の承認を得て地域連携	地域連携部長が企画政策部長の承認を得て定める事務についてあらかじめ企画政策部長の承認を得て地域連携部長が指定する職員	担当責任者
一 事務委任規則第二十三条第七号に掲げる事務 二 事務委任規則第二十三条第八号に掲げる事務	一 次に掲げる事務で令達予算の範囲で執行するもの（県税に係るものを除く。） イ 報酬、職員手当、共済費、賃金、旅費及び役務費に係る支出負担行為並びにその他の費目（給料、交際費、食糧費、委託料、工事請負費及び公有財産購入費を除く。）に係る一件の金額が百二十万円未満の支出負担行為に関するもの。 ロ 報酬、職員手当、共済費、賃金、旅費、役務費、需用費（食糧費を除く。）、委託料、使用料及び備品購入費に係る支出命令並びにその他の費目（給料及び交際費を除く。）に係る一件の金額が三百万円未満の支出命令に関するもの。 二 収入通知（預金利子、臨時職員等の雇用保険料及び研修等に伴う給食費に係るものに限る。）に関するもの（県税に係るものを除く。）。 三 事務委任規則第二十三条第四号に掲げる事務（県税に係るものを除く。） 四 事務委任規則第二十三条第五号に掲げる事務（県税に係るものを除く。） 五 事務委任規則第二十三条第六号に掲げる事務（県税に係るものを除く。）	

を

地域県民局の環境管理部長	青森県東京事務所次長	環境管理事務所長
生活部長の承認を得て環境管理部長が指定する職員	青森県東京事務所 所の庶務担当の内部組織の長	部長が指定する職員
一 事務委任規則第二十三条第一号に掲げる事務（一件の予定価格が五億円以上の工事及び製造の請負に係るものを除く。） 二 事務委任規則第二十三条第二号に掲げる事務 三 事務委任規則第二十三条第三号に掲げる事務 四 事務委任規則第二十三条第四号に掲げる事務 五 事務委任規則第二十三条第五号に掲げる事務 六 事務委任規則第二十三条第六号に掲げる事務 七 事務委任規則第二十三条第七号に掲げる事務 八 事務委任規則第二十三条第八号に掲げる事務 九 事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事務 十 事務委任規則第二十三条第十号に掲げる事務		一 事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事務 二 事務委任規則第二十三条第十号に掲げる事務

地域健康福祉部の地域健康福祉部の地	東青地域健康福祉部 中南北地域健康福祉部 及び三八地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長	当該事務を担当する保健総室、福祉総室又はこども相談総室の次長
地域健康福祉部の地域健康福祉部の地	西北地域健康福祉部 上北地域健康福祉部 及び下北地域健康福祉部の保健総室長及び福祉こども相談総室長	当該事務を担当する保健総室又は福祉こども相談総室の次長
一 事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事務	<p>一 次に掲げる事務で令達予算の範囲で執行するもの</p> <p>イ 報酬、職員手当、共済費、賃金、旅費、役務費及び扶助費に係る支出負担行為並びにその他の費目（給料、交際費、食糧費、委託料、工事請負費及び公有財産購入費を除く。）に係る一件の金額が百二十万円未満の支出負担行為に関するもの。</p> <p>ロ 報酬、職員手当、共済費、賃金、旅費、役務費、需用費（食糧費を除く。）、委託料、使用料、備品購入費及び扶助費に係る支出命令並びにその他の費目（給料及び交際費を除く。）に係る一件の金額が三百万円未満の支出命令に関するもの。</p> <p>二 税外諸収入金の徴収（別表第二の二の専決事項の欄及び別表第五の専決事項の欄に掲げる事務に係るものに限る。）に関するもの。</p> <p>三 収入通知（前号の税外諸収入金並びに預金利子、臨時職員等の雇用保険料及び研修等に伴う給食費に係るものに限る。）に関するもの。</p> <p>四 事務委任規則第二十三条第四号に掲げる事務</p> <p>五 事務委任規則第二十三条第五号に掲げる事務</p> <p>六 事務委任規則第二十三条第六号に掲げる事務</p>	

<p>保健総室長</p> <p>保健総室の庶務担当の内部組織の長</p>	<p>地域健康福祉部指定職員</p> <p>企画政策部長の承認を得て定める事務について、あらかじめ企画政策部長の承認を得て地域連携部長が指定する職員</p>	<p>地域健康福祉部の保健総室長</p> <p>地域健康福祉部の保健総室長</p>	<p>地域健康福祉部の保健総室長</p> <p>地域健康福祉部の保健総室長</p>	<p>地域健康福祉部の保健総室長</p> <p>地域健康福祉部の保健総室長</p>	<p>地域健康福祉部の保健総室長</p> <p>地域健康福祉部の保健総室長</p>	<p>地域健康福祉部の保健総室長</p> <p>地域健康福祉部の保健総室長</p>	<p>地域健康福祉部の保健総室長</p> <p>地域健康福祉部の保健総室長</p>	<p>地域健康福祉部の保健総室長</p> <p>地域健康福祉部の保健総室長</p>	<p>地域健康福祉部の保健総室長</p> <p>地域健康福祉部の保健総室長</p>
--------------------------------------	--	---	---	---	---	---	---	---	---

に、「青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長」を「青森県消防学校副校長」に、「青森県消防学校の庶務担当責任者」を「青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長」に改める。

別表第五地域県民局の県税部長の項の次に次のように加える。

地域県民局の 環境管理部長	
一	事務委任規則第五条の二第一号に掲げる事務
二	事務委任規則第五条の二第二号に掲げる事務
三	事務委任規則第五条の二第三号に掲げる事務
四	事務委任規則第五条の二第四号に掲げる事務
五	事務委任規則第五条の二第五号に掲げる事務
六	事務委任規則第五条の二第六号に掲げる事務
七	事務委任規則第五条の二第七号に掲げる事務
八	事務委任規則第五条の二第八号に掲げる事務
九	事務委任規則第五条の二第九号に掲げる事務
十	事務委任規則第五条の二第十号に掲げる事務
十一	事務委任規則第五条の二第十一号に掲げる事務
十二	事務委任規則第五条の二第十二号に掲げる事務
十三	事務委任規則第五条の二第十三号に掲げる事務
十四	事務委任規則第五条の二第十四号に掲げる事務
十五	事務委任規則第五条の二第十五号に掲げる事務

別表第五地域県民局（中南地域県民局及び北地域県民局を除く。）の地域農林水産部長の項に次の一号を加える。

四 事務委任規則第十三条第三項第六号に掲げる事務

別表第五地域県民局の地域整備部長の項の第四十一号を削り、同表地域県民局（中南地域県民局を除く。）の地域整備部長の項に次の一号を加える。

五 事務委任規則第十八条第三項第五号に掲げる事務

別表第五地域県民局の地域連携部の環境管理事務所の環境管理事務所長の項を削り、同表地域県民局の地域農林水産部の漁港漁場整備事務所の漁港漁場整備事務所長の項の第九号中「第十三条第三項第六号」を「第十三条第三項第七号」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一医療薬務課の項の第一号の改正規定及び同項の改正規定（同項の第十六号を同項の第十七号とする部分、同項の第十五号を同項の第十六号とする部分、同項の第十四号を同項の第十五号とする部分、同項の第十三号を同項の第十四号とする部分、同項中第十二号を第十

三号とし、第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に一号を加える部分に限る。）は、同月二日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭